

第3次狭山市情報化基本計画

狭 山 市

令和3年3月

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1. 1	計画の趣旨	1
1. 2	計画の位置付け	2
1. 3	計画の期間	3
第2章	国・県の情報化政策の動向	4
2. 1	国における情報化政策の動向	4
(1)	官民データ活用推進基本法	4
(2)	デジタル手続法	4
(3)	世界最先端デジタル国家創造宣言	5
(4)	自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画	6
2. 2	県における情報化政策の動向	7
(1)	埼玉県行財政改革大綱	7
(2)	埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画	7
第3章	狭山市情報化の現状と課題	8
3. 1	狭山市情報化の現状	8
3. 2	狭山市情報化の課題	9
3. 3	地方公共団体における情報化の共通課題	10
第4章	基本方針	11
第5章	施策	14
5. 1	行政情報システムの全体最適化	15
(1)	行政手続きのオンライン化	15
(2)	クラウド活用とノンカスタマイズの推進	16
(3)	行政事務のデジタル化の推進	17
(4)	情報セキュリティ対策	19
(5)	新たな課題への対応と活用	21
5. 2	地域情報化の推進	23
(1)	安全・安心な地域づくりの推進	23
(2)	地域の活性化の推進	24
(3)	官民データ活用の推進	26
5. 3	I C T ガバナンスの強化	27
(1)	情報化推進体制の強化	27
(2)	情報システム調達の適正化	28
(3)	専門的人材の育成の推進	29
用 語 集		30

第1章 計画策定の背景

1. 1 計画の趣旨

人口減少・超高齢社会が到来する中、総務省の自治体戦略2040構想研究会から「地方自治体においても2040年頃には労働力の深刻な供給制約を受けるため、今までの半分の職員数でも担うべき機能が発揮される仕組みを構築する必要がある」との提言が示されました。

また、Society 5.0（超スマート社会）の到来に伴い、AIやIoT、RPA等の技術革新が加速し、社会に大きな影響を与え始めるとともに、災害リスクの高まりや老朽化したインフラの増加など顕在化している課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行政サービスのデジタル化の遅れといった新たな課題も生じています。

これら多様な課題に対応するためには、高度なデジタル技術を活用し、効率的に市民サービスを提供できるスマート自治体への転換が求められています。

本市においては、景気低迷や人口減少により市税収入が減少傾向にある中、人件費などの経常的に支出される経費に加え、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援などに関する社会保障経費が増加しており、財政状況は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況下にあって、本市は第4次狭山市総合計画で将来像として目指している「緑と健康で豊かな文化都市」を実現するために、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、情報システムの最適化による効率的な行政運営を推進し、限られた経営資源の中で市民サービスの向上を図っていきます。

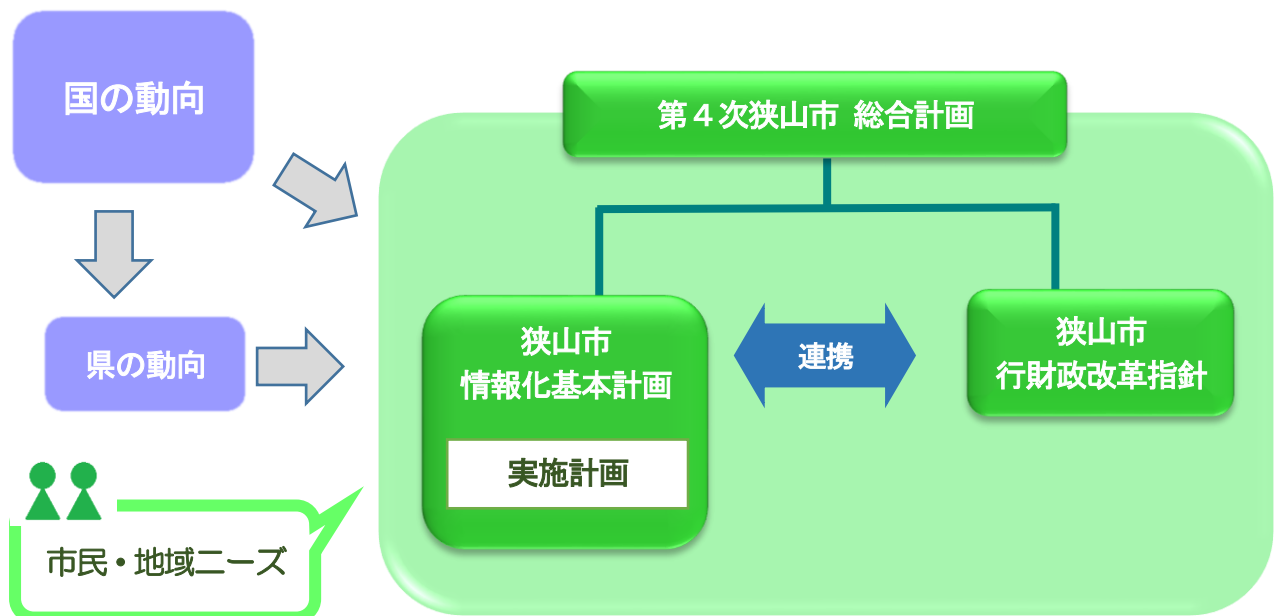
今後も質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進することを目的とした「第3次狭山市情報化基本計画」を策定します。

1. 2 計画の位置付け

本計画は、国や県の最新動向を踏まえ、更に市民・地域ニーズを反映させるものとし、本市においては第4次狭山市総合計画を上位計画として、狭山市行財政改革指針と密接に連携します。

また、本計画はスマート自治体への転換を推進する計画であるとともに、官民データ活用推進基本法第9条3項に基づき、本市における官民データ活用推進計画としても位置付けます。

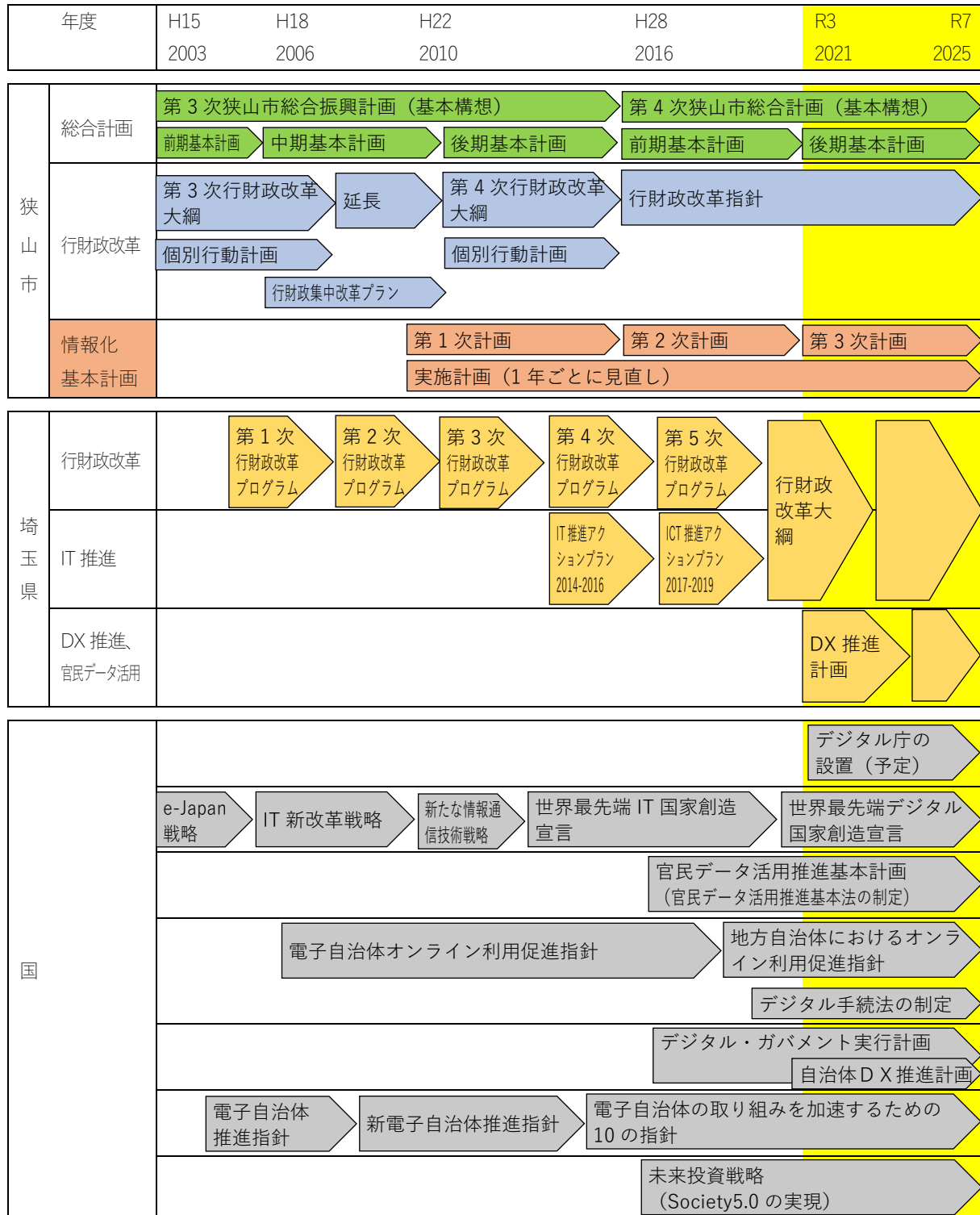
なお、本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実現するため、本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画を別途定めた上で、さらに1年ごとに見直しを行い、常に時代に即した形での進行管理を進めていきます。



1. 3 計画の期間

計画の期間については、第4次狭山市総合計画との整合性を図るため、令和3年度から後期基本計画の終期である令和7年度までの5年間とします。

また、社会情勢や国・県の最新動向を踏まえ、適宜計画の見直しを行うものとします。



第2章 国・県の情報化政策の動向

2. 1 国における情報化政策の動向

国は、デジタル社会の形成に向けた取り組みを加速させるため、令和3年9月デジタル庁の創設を目指すなど、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向け、各種デジタル改革関連施策を急ピッチで進めています。

（1）官民データ活用推進基本法

平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

この法律は、少子高齢化などさまざまな課題に対応するため、国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業者などが管理するデータを活用することが必要で、データを活用した新ビジネスの創出や、データに基づく行政、医療介護、教育などの効率化を目指すものです。

なお、都道府県は、地域の状況に応じた官民データの活用推進に向けた基本的な方針及び施策を定めた官民データ活用推進計画の策定が義務化されましたが、市町村は、計画を策定することが努力義務として求められています。

（2）デジタル手続法

令和元年12月に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されました。

この法律は、情報通信技術を活用し、行政手続きにおける利用者の利便性を高めるとともに、行政の簡素化・効率化を図ることを目的とした法律であり、次の3点を基本原則としています。

①デジタルファースト

個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結すること

②ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

③コネクテッド・ワンストップ

複数の手続き・サービスをワンストップで実現すること

※ これら基本原則を受け、地方公共団体においては、マイナポータル等を活用した行政手続きのオンライン化や電子申請システムの他自治体との共同利用の推進が求められています。

（３）世界最先端デジタル国家創造宣言

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が官民データ活用推進基本法に基づき策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、令和2年7月に閣議決定されました。

この計画は、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたものです。

世界最先端デジタル国家創造宣言（概要）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言	
I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現	
1.	情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組
2.	デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方
3.	働き方改革（テレワーク）
4.	学び改革（オンライン教育）
5.	暮らし改革
6.	防災×テクノロジーによる災害対応
7.	社会基盤の整備
8.	規制のリデザイン
II. デジタル技術の社会実装	
III. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現	
1.	安全・公正なデジタル市場のルール形成
2.	官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備
3.	オープンデータの更なる深化
IV. 社会基盤の整備	
1.	5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築
2.	基盤技術等
3.	スタートアップ
4.	人材の育成等
第2部 官民データ活用推進基本計画	
I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進	
1.	官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
2.	推進体制

(4) 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていくため、令和2年12月に「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定されました。

国が令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取り組みを国、地方が一体となつて着実に進めていくこととしています。

重点取組事項には、下記の6項目が掲げられています。

①情報システムの標準化・共通化

目標時期を令和7年度とし、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行します。

②マイナンバーカードの普及促進

令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実します。

③行政手続きのオンライン化

令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にします。

④AI・RPAの利用促進

情報システムの標準化や共通化、行政手続きのオンライン化を契機に、国が策定するAI・RPA導入のためのガイドブック等を参考に、AI・RPAの導入、活用を推進します。

⑤テレワークの推進

国が提供するテレワークの導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入、活用を推進します。

⑥セキュリティ対策の徹底

適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底します。

2. 2 県における情報化政策の動向

埼玉県は、令和2年度に県及び県内全市町村で構成する埼玉県電子自治体推進会議を埼玉県スマート自治体推進会議へ改組し、県内の地方公共団体における電子自治体構築の総合的かつ円滑な推進を進めています。

(1) 埼玉県行財政改革大綱

埼玉県は、計画体系の見直しにより、令和2年度から「埼玉県ICT推進アクションプラン」を「埼玉県行財政改革大綱」に統合し、3つの方向性の1つ目に「県庁のICT化・働き方改革」として位置付けています。

埼玉県行財政改革大綱（抜粋）

1 県庁のICT化・働き方改革
1-1 県庁のICT化
(1) AI・RPA等の更なる活用
(2) ペーパーレス化の推進
(3) 窓口の電子化の推進
(4) 業務のICT化による効率化の推進
(5) サイバーセキュリティ対策の強化
1-2 働き方改革
(1) テレワークの更なる推進
(2) ワークライフバランスの推進
(3) AI・RPA等の更なる活用（再掲）
2 多様な主体との連携・県民参画の推進
3 経営感覚を持った行財政運営

(2) 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画

埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画は、埼玉県の行政サービス及び行政事務のデジタル化による社会変革を目指す計画であるとともに、官民データ活用推進基本法第9条1項に規定する、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての計画として位置付け、令和3年に策定を予定しています。

第3章 狭山市情報化の現状と課題

3. 1 狭山市情報化の現状

昭和57年に庁内にオフィスコンピュータを導入し、住民基本台帳システムの運用を開始し、その後、印鑑登録のシステム化を図り、昭和63年には各出張所（当時）における諸証明の発行を開始しました。

平成2年に庁内に汎用コンピュータを設置し、翌平成3年より住民記録業務、税業務と順次処理を拡大してきました。その後、住民基本台帳システム・地方税務システムなどをアウトソーシングし、ワンストップサービスを目指してサーバ系システムに移行しました。それにより平成26年に住民基本台帳システム、地方税務システムについてワンストップサービスの一形態である総合窓口化を実現しました。また、平成27年の社会保障・税番号制度の施行に伴い、平成29年には庁内ネットワークの3層分離などによるセキュリティの強化を行い、同制度に係る情報連携とマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを開始しました。

現在、主な行政情報システムとして、住民情報系システム（住民基本台帳システム、地方税務システム等）と内部情報系システム（財務会計システム、文書管理システム、グループウェア等）を整備し、市民サービスの向上と事務の効率化に取り組んでいます。

インターネットによる市民サービスの分野においては、平成11年に公式ホームページを開設し、図書館蔵書検索、公共施設予約、各種申請書のダウンロード、電子申請の対応を行いました。さらに、近年のSNS等の普及に対応し、平成23年に市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」、平成26年に狭山市公式フェイスブックと狭山市公式ツイッター、平成28年に狭山市公式LINEを開設し、市のイベント情報や観光情報、災害情報等、様々な情報を提供しています。加えて、令和2年1月から外部公開用にオープンデータライブラリを整備し、情報化社会の進展に対応しています。

近年多発する傾向にある自然災害対策分野では、平成19年に携帯メールを利用した「狭山市消防参集システム」を稼働させ、翌年には対象を全職員に拡大し、災害発生時に参集可能な職員の即時把握により、迅速で的確な初動体制の確保と被災状況の把握、集積、管理を可能としました。さらには、平成25年に市立小・中学校や市立幼稚園、市内の保育所等に通う児童・生徒の保護者を対象とした緊急時一斉メール配信サービス「さやまっ子緊急メール」の運用を開始しました。平成27年には迅速に罹災証明書を発行する被災者支援システムを構築しました。加えて、令和2年には災害時にも活用可能な出先施設等とリアルタイムに情報共有できるオンライン会議システムを導入しました。

3. 2 狭山市情報化の課題

本市では、これまで市民サービスの向上と効率的な行政事務の執行を目指して積極的に情報化を推進してきましたが、情報システム導入に際して付随する開発費及び運用経費は増加傾向にあるとともに、後年度の維持管理経費も増加しており、費用対効果の検証やトータルコストの縮減が課題となっています。また、情報化における専門的な人材の不足など様々な課題が存在しています。

情報化の推進における代表的な課題は、以下の3点が挙げられます。

ア) 行政情報システムの全体最適化

新たな市民サービスの提供とスマート自治体への転換を推進していく上では、コストの削減や運用管理負担の軽減を考慮した行政情報システムの最適化が必要です。また、情報セキュリティ対策や、BPRによる業務プロセスの再構築など、全庁的な視点から成果を意識した全体最適化を図る必要があります。

イ) 地域情報化の推進

社会経済環境の大きな変化とともに多様化、高度化している市民のニーズに応えるためには更なる情報化への取り組みが求められ、本市のデジタル技術活用の起点に「市民サービスの向上」のための地域情報化の再構築と一層の推進が必要となります。また近年、地震や気象災害などの自然災害が多発しており、地域の安全・安心の確保に向けた市民サービスが求められています。

ウ) ICTガバナンスの強化

国はデジタル強靱化社会の実現を目指し、IT基本法の改正やデジタル庁の創設に取り組んでいます。加速する情報化に対応するとともに、進化し続けるデジタル技術の調査・研究及び組織内の調整を早急かつ円滑に行い、絶えず的確で迅速な決断をするためには、これまでの実績にとらわれることなく、情報化推進体制やICTガバナンスを柔軟に見直し、強化していく姿勢が必要です。

これらの課題の一方で、令和元年に実施した市民意識調査においては、「地域情報化の推進」をはじめとする情報化関連の項目は、満足度・充実希望度共に極めて低い状況です。これは、本市におけるデジタル化の取り組みが行政の効率化を優先する一方で、市民生活に十分浸透するまでには至っておらず、市民の実感を伴った形での取り組みとしては、なお道半ばにあると市民に認識されていることの表れであり、いかに市民が利便性や快適性を実感できるようにするかが喫緊の課題と言えます。

3. 3 地方公共団体における情報化の共通課題

本市における情報化は、本市固有の課題のほか、次に示す地方公共団体における情報化の共通課題をも踏まえつつ、推進していく必要があります。

ア) 業務プロセスの標準化

スマート自治体への転換を強力に進めていくためには、システム導入に際し、既存の業務プロセスに固執してシステムを構築するのではなく、業務プロセス自体を抜本的に見直してシステムを有効活用するという発想の転換により、業務プロセスの標準化を図る必要があります。

イ) システムの共同化・標準化

現在よりも低コストで効率的にスマート自治体への転換を進めていくためには、複数の団体が共同して情報システムの構築・運用を行う共同化の取り組みが有効です。そのために、個々の自治体による自前調達方式から、国や県を中心に標準化されたシステムを利用する方式へ転換していく必要があります。

ウ) デジタル化・ペーパーレス化

スマート自治体への転換を進めていくためには、市民にとって負担となっている手続きについて、不要な押印・書面提出等を廃止し、窓口に行かなくても目的を実現できるよう考える必要があります。また、自治体にとっては、紙媒体で提出された書類をシステムに入力するといった作業が大きな事務負担であり、入口から一貫して電子データの形にし、業務全体を通じてペーパーレス化を図ることが重要です。

エ) 新しい技術・モデルの活用

デジタル技術の世界では、新しい手法、技術、モデルが続々と誕生しています。これらの有効性やコストを十分に見極めた上で、時流に遅れることなくスマート自治体への転換へ向け積極的に導入していく必要があります。

オ) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の強化は、マイナンバー制度の施行によりその重要性がさらに高まっており、スマート自治体への転換と併行して、利便性を優先することで情報に対するモラルが損なわれることがないよう、情報セキュリティ対策を一層強化して実効性を高めていくことが必要不可欠です。

カ) 自然災害や感染症等への対策

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により社会経済活動は激変し、様々な課題が明らかになりました。特にデジタル化推進をうたいながらも、従来の対面手続きを暗黙のうちに前提としていた体制が浮き彫りになったのが現在の状況であり、今後はDXを加速し、抜本的なサービスの見直しを進める必要があります。

第4章 基本方針

第4次狭山市総合計画（基本構想）では、将来像として「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指し、市民サービスの更なる向上を推進していくこととしています。

本計画もこの将来像の実現に寄与するため、前章の本市を取り巻く情報化に係る諸課題を念頭に、今後本市が取り組むべき情報化の基本方針を「スマート自治体への転換の推進」と位置付け、そのための取り組みを加速するために3つの方針を掲げます。

情報化の基本方針

スマート自治体への転換の推進

方針1

行政サービスの高度化

方針2

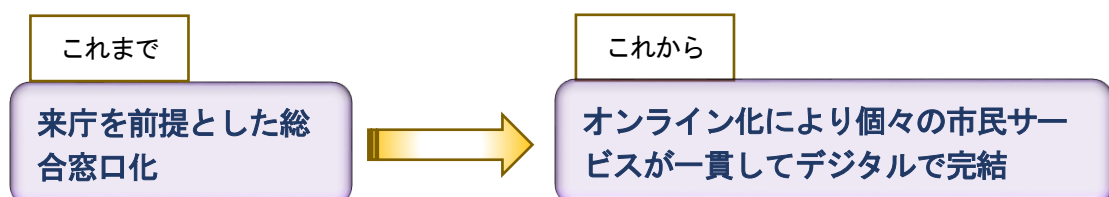
行政事務の簡素化・効率化

方針3

地域の課題解決

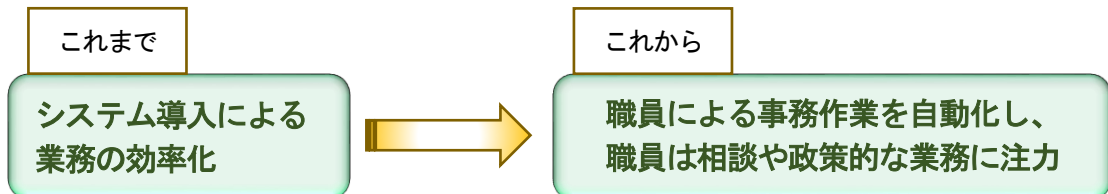
ア) 方針1 行政サービスの高度化

スマート自治体では、申請や手続きを一貫してオンライン化することや、ペーパーレス化・はんこレス化の推進など、市民にとって必要なサービスに新たな価値を付与し、行政全体がデジタル化することが重要です。「いつでも、どこでも、だれでも必要な手続きが行える」市役所を実現するべく、行政サービスの高度化を進めていきます。



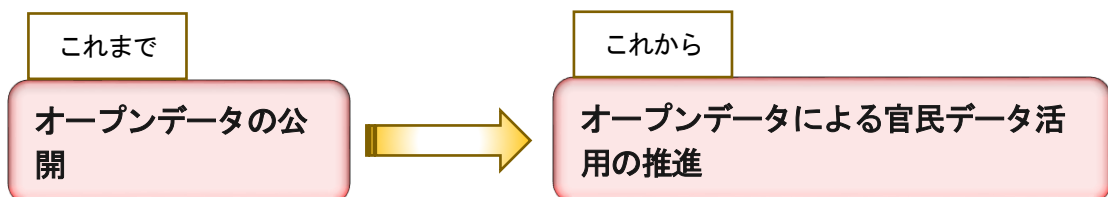
イ) 方針2 行政事務の簡素化・効率化

行財政改革を進める中で、既存の業務プロセスを抜本的に見直し、A IやR P Aなどの新しい情報化技術を積極的に活用することで、職員を定例的な事務作業から解放し、簡素で効率的な行政運営を実現します。これにより、職員は窓口対応等の相談業務や政策的判断を伴う付加価値の高い業務に専念できる体制づくりを進めます。

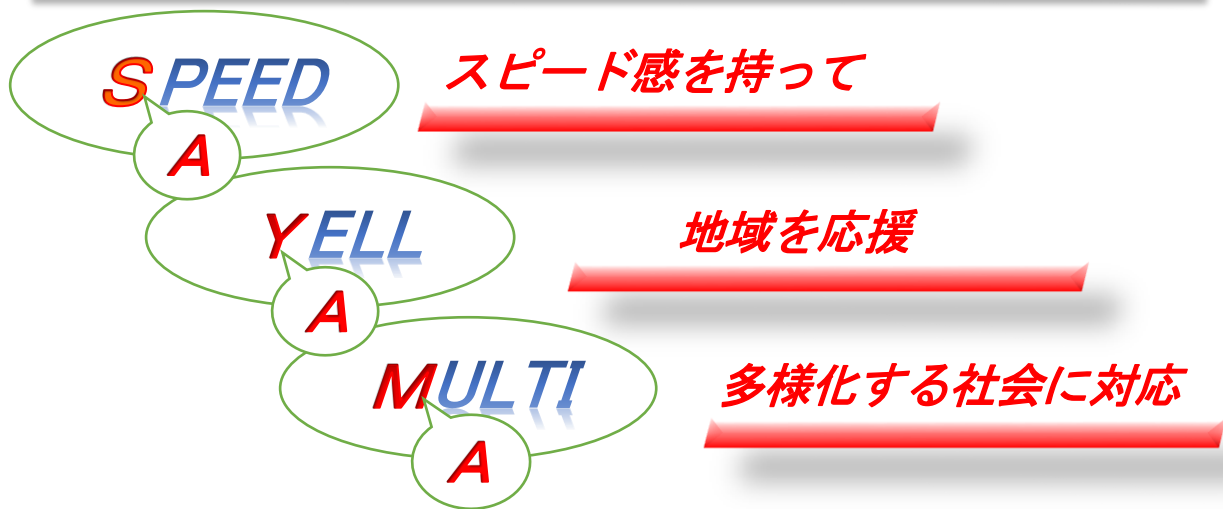


ウ) 方針3 地域の課題解決

デジタル技術を活用して地域情報化を推進し、市民やN P O、ボランティア団体などとの協働によって地域の課題解決に取り組みます。また、引き続きホームページ等の情報発信を充実させるとともに、オープンデータの活用を前提とした課題解決型の取り組みへと発想の転換を図ります。



スマート自治体「SAYAMA」への取り組み姿勢



ア) **SPEED**・・・スピード感を持って

国ではこれまでの情報社会（Society4.0）に次ぐ新たな社会としてデジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現する Society5.0（超スマート社会）が提唱されており、ますますデジタル改革が進んでいくこととなります。

また、昨今の働き方改革や自治体のデジタル化推進等、近年のデジタル化は急激なスピードで進化し続けており、本市もこの波に乗り遅れることなく、スピード感を持って挑戦していくことを目標としています。

イ) **YELL**・・・地域を応援

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」という国が示すデジタル社会の目指すビジョンは、本市においても重要な課題であり、「できない」人「やりたくない」人への対応も含め、様々な視点を持って取り組んでいかなければなりません。

市民目線で様々な解決方法を見出し、等しく誰もが望んだサービスを手に入れることができる地域づくりを目指し、地域のデジタル化を進め、市民サービスの向上に取り組んでいきます。

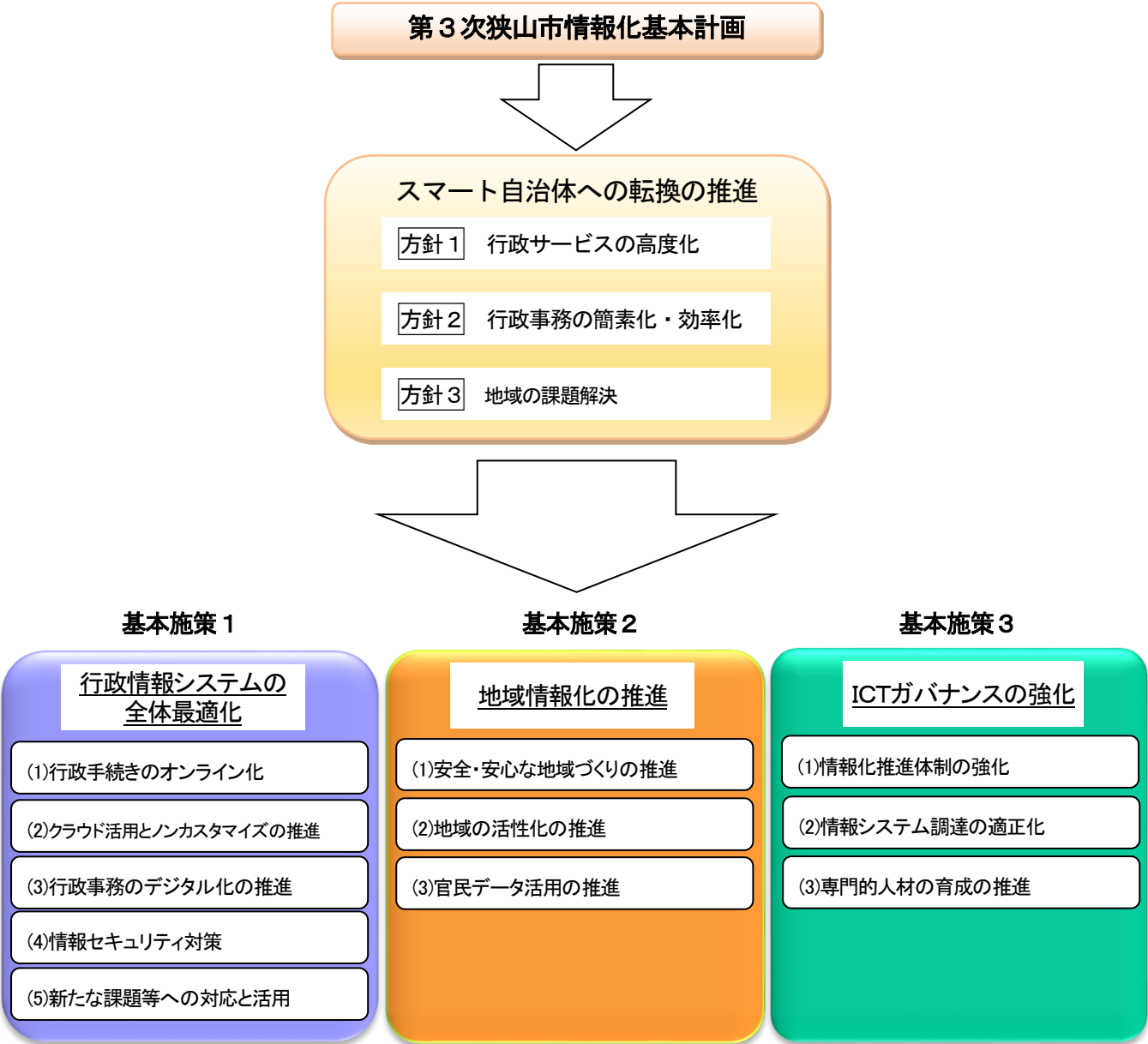
ウ) **MULTI**・・・多様化する社会に対応

デジタル社会では、市民ニーズや市民サービスなど色々なことが多様化していきます。スマート自治体への転換を推進するためにも、固定観念にとらわれることなく、様々な視点から物事を見つめ、取捨選択していくことが必要です。

そのために、発想力や創造力の向上、ICTの進歩による新たな取り組みや戦略、そのための知識習得など、幅広い分野を見据えたデジタル化政策に取り組んでいきます。

第5章 施策

第4章 基本方針で定めた3つの方針「行政サービスの高度化」、「行政事務の簡素化・効率化」、「地域の課題解決」を具体的に実現していくための推進項目として、「行政情報システムの全体最適化」、「地域情報化の推進」、「ICTガバナンスの強化」を本計画における基本施策とし、スマート自治体への転換を推進します。



5. 1 行政情報システムの全体最適化

(1) 行政手続きのオンライン化

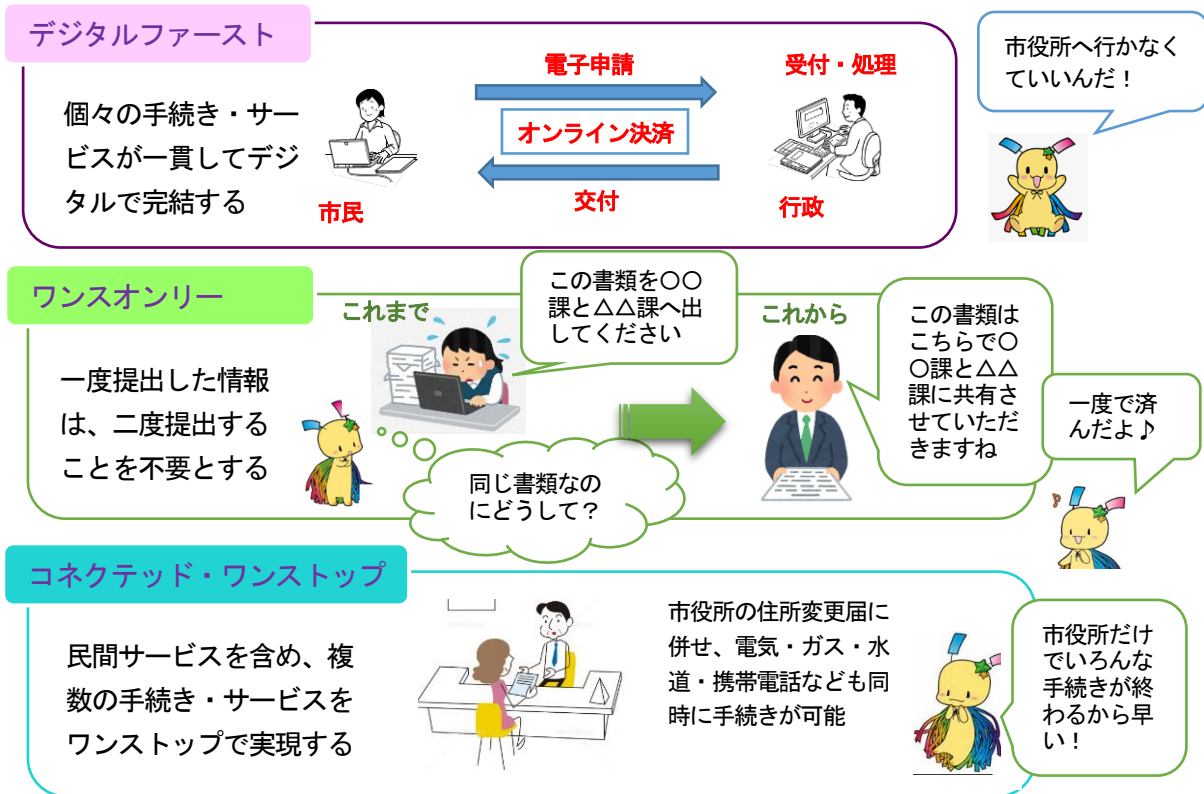
各分野での行政手続きのオンライン化を進め、
更に市民サービスを充実します。

施策概要

情報化を取り巻く環境や課題の変化に対応し、市民にとってより「簡単」で「わかりやすく」、「便利」なサービスを提供すべく、行政手続きのオンライン化を進めます。

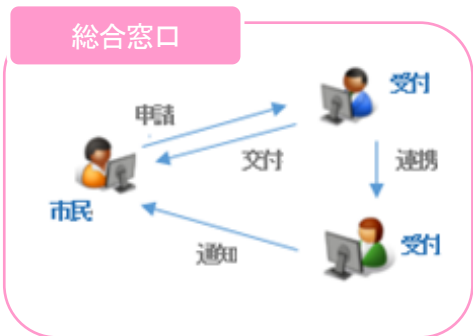
ア) 行政手続きのオンライン化

デジタル技術を活用し、充実したサービスを実現するため、3つの原則に基づき導入を進めます。



イ) 総合窓口の推進

一度の申請で複数の手続きの同時処理や、一連のサービスを一括で対応します。平成26年に実現した住民記録・地方税の総合窓口化は、次期更新に向け機能の拡充等も含め取り組みます。また、福祉関連窓口・地区センターにおいても総合窓口化を検討していきます。

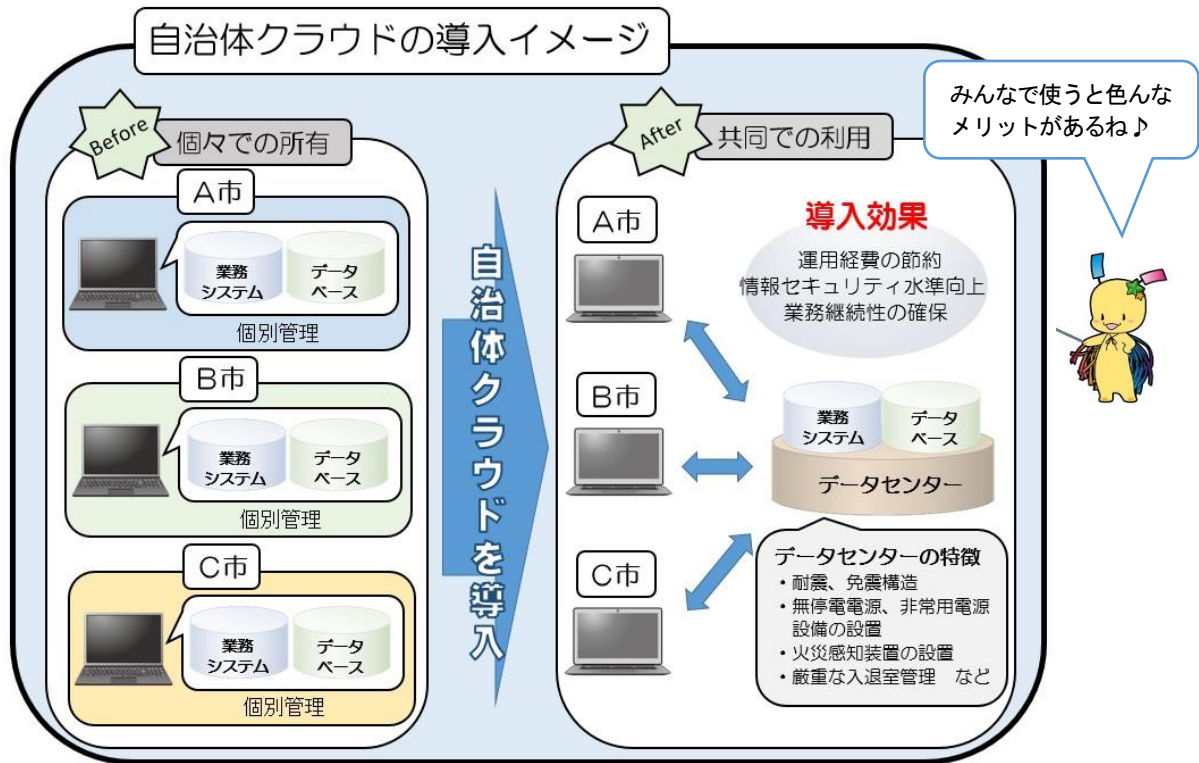


(2) クラウド活用とノンカスタマイズの推進

コスト削減等の視点からクラウドの活用を拡大し、
ノンカスタマイズ導入を推進します。

施策概要

情報システムを他自治体と共同利用・運用する「自治体クラウド」の導入を検討するとともに、業務の見直しを実施し、情報システムの標準化・効率化を図ります。



ア) クラウドの活用拡大

本市では、総合窓口対応システムをはじめ、順次情報システムのクラウド化を進めてきました。今後も費用対効果を見据え、クラウド活用を拡大します。

イ) ノンカスタマイズ導入の推進

情報システムの導入及び更新にあたっては、費用の削減や保守性の向上を目的に、既存の業務プロセスを抜本的に見直し、ノンカスタマイズを推進します。

ウ) 情報システムの標準化・共通化

他自治体とのシステムやサービスの共同利用・運用を行い、データやサービスの連携を図ることにより、コスト面やセキュリティ面での効果が期待されます。

国においても地方自治体の情報システムの標準化を進めており、その動向も踏まえ標準化を推進します。

（３）行政事務のデジタル化の推進

自治体DXの実現のために

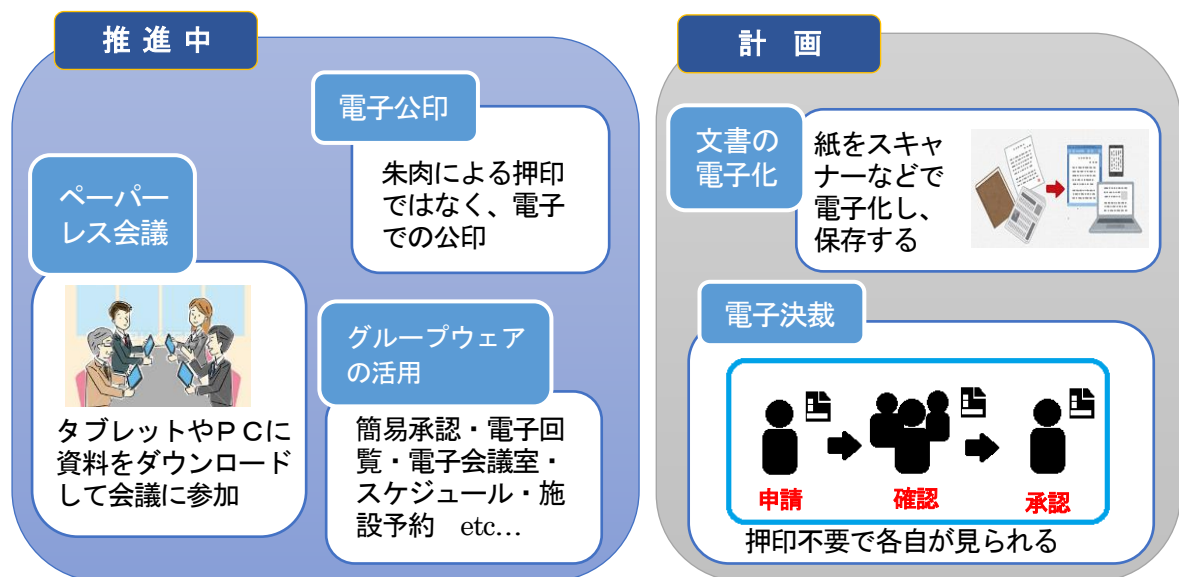
必要不可欠な業務のデジタル化を推進します。

施策概要

事務の効率化や働き方改革等の一助とすべく、既存システムの更新に際し、内容を見直していくことや、新しい仕組みの導入時に適切なシステムの構築を推進していきます。

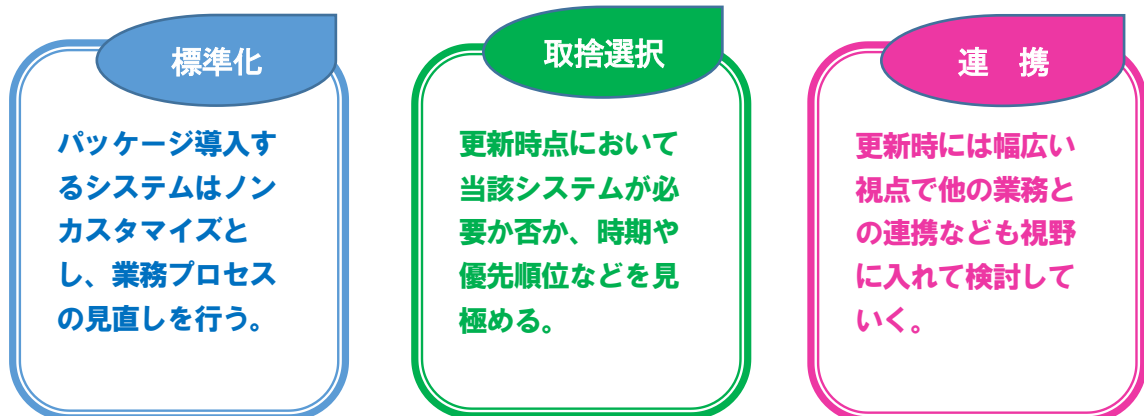
ア) 事務の効率化

デジタル化で実現するペーパーレス化や押印廃止を推進します。



イ) 既存システムの更新時における見直し

時代に取り残されないよう行政事務のデジタル化を進めるためには、今あるものを見直していく勇氣も必要です。



ウ) デジタルインフラ整備

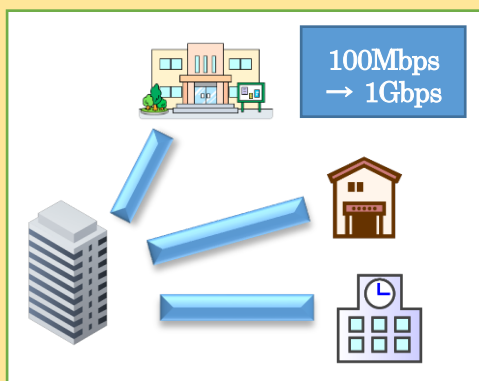
事務の効率化のためには、デジタルインフラが重要です。デジタルインフラの整備には時間と費用が多くかかるため、計画的に実施していきます。

庁内無線LAN環境の整備



庁内に無線LAN環境を構築し、業務用パソコンを配線不要で移動し、会議時に資料を探すことができます。また、時間や場所にとらわれることなく作業が可能であり、サテライトスペースなどを有効活用できます。

ネットワークの増強



市役所に敷設されたネットワークの回線（LAN）や公共施設と接続しているネットワーク回線（WAN）を増強することで、オンライン会議システム等の画像・動画転送時のスムーズな通信を実現します。

(4) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策の見直し、強化を図ります。

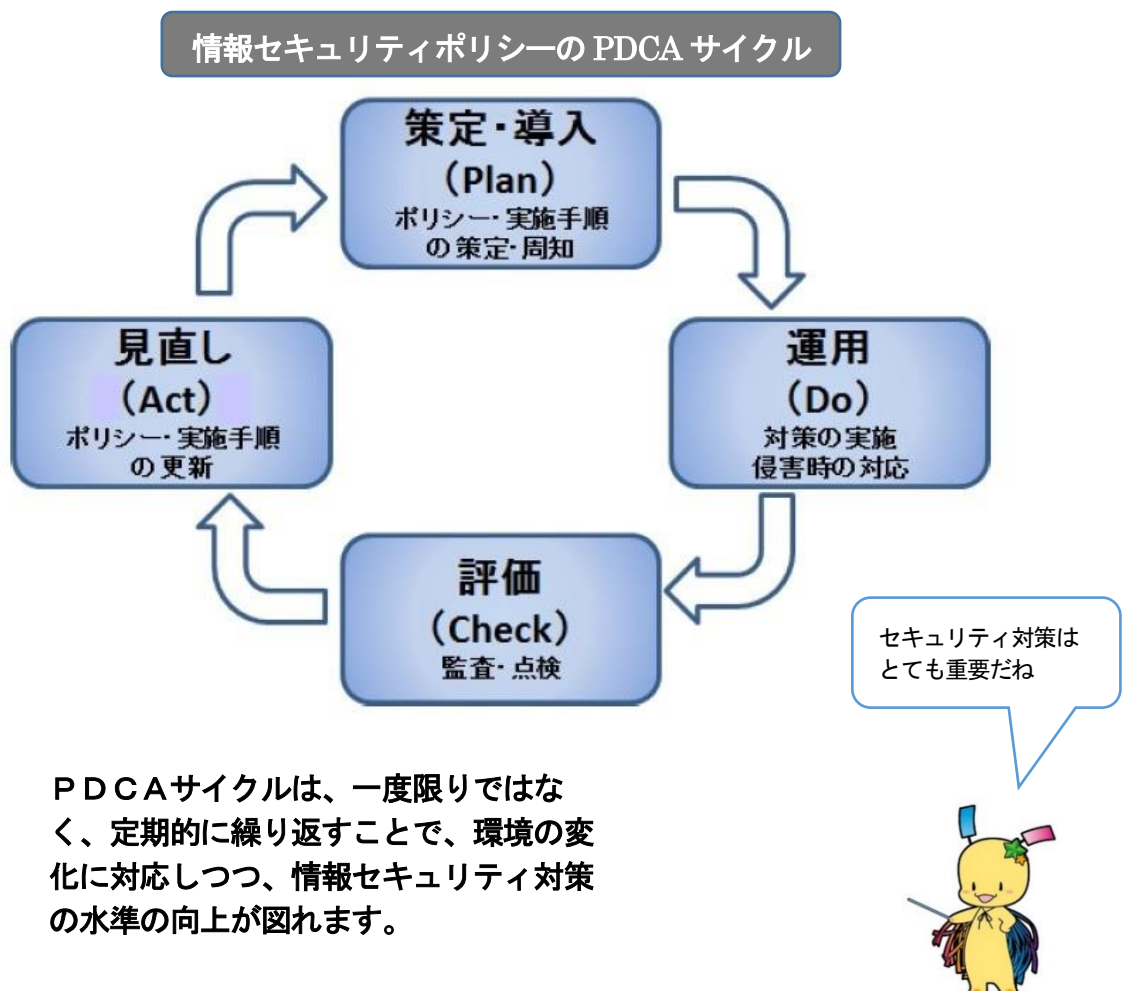
施策概要

I C Tを活用した情報化の推進は、常に情報セキュリティが確保されていることが前提です。情報セキュリティを取り巻く環境や脅威は常に変化しているため、継続して情報セキュリティ対策の見直し、強化を図ります。

ア) 情報セキュリティ対策の見直し、強化

情報セキュリティを取り巻く状況の変化への対応や個人情報保護対策を踏まえるとともに、総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定にあわせ、「狭山市情報セキュリティポリシー」及び「セキュリティ手順書」の見直しを実施します。

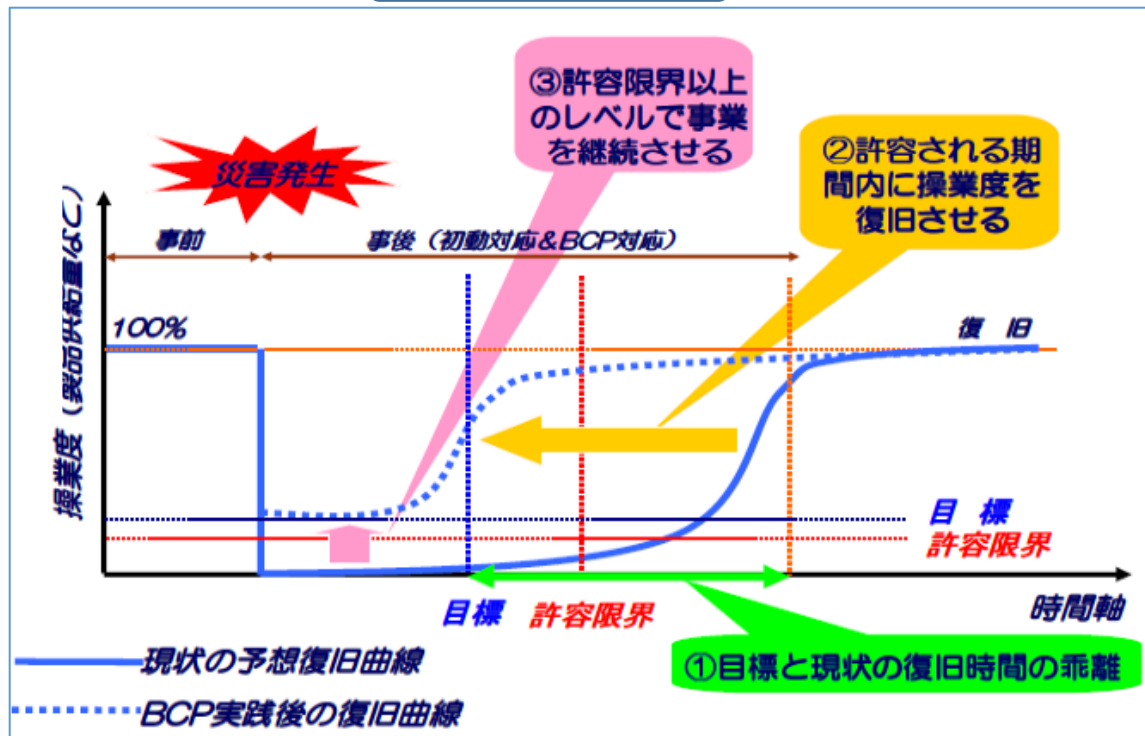
また、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施するなど、人的なセキュリティ対策の強化も図っていきます。



イ) ICT-BCPの見直し・充実

地域の安全・安心を実現するサービスには、防災関係をはじめ、災害発生時に稼働するシステムも含まれており、不測の事態にあってもサービスを継続することが求められています。あらゆる脅威を想定したうえで優先的に運用しなければならないシステムを選別し、業務を継続するための「狭山市ICT-BCP」を常に見直すとともに、非常時を想定した訓練を継続して実施していきます。

ICT-BCPの概念



出典：内閣府中央防災会議「事業継続ガイドライン」より

（５）新たな課題への対応と活用

ニューノーマルの実現に向けて働き方改革を

デジタル化の視点から進めます。

施策概要

時代の節目には、今までとは違う基準を持った新しい世界観を作り上げていく必要があります。それに相応しい新しい日常と働き方、手続き、サービスへと連携できるよう、デジタル化を進めます。

ア) ニューノーマルの実現に向けて

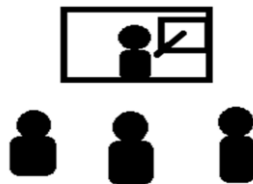
行政では取り入れることが難しいとされているテレワークやオンライン会議等を、セキュリティを維持しつつ積極的に導入・運用していきます。

テレワーク



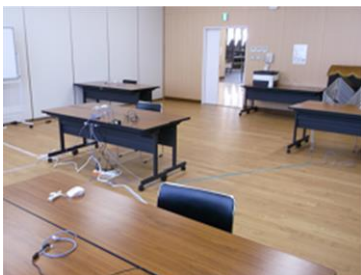
自宅にしながら市役所のネットワークと接続して業務が行える。オンライン会議システムで職場と繋がる

オンライン会議・研修・セミナー



集合しなくても会議や研修、セミナーを企画したり参加したりできる

サテライトスペース



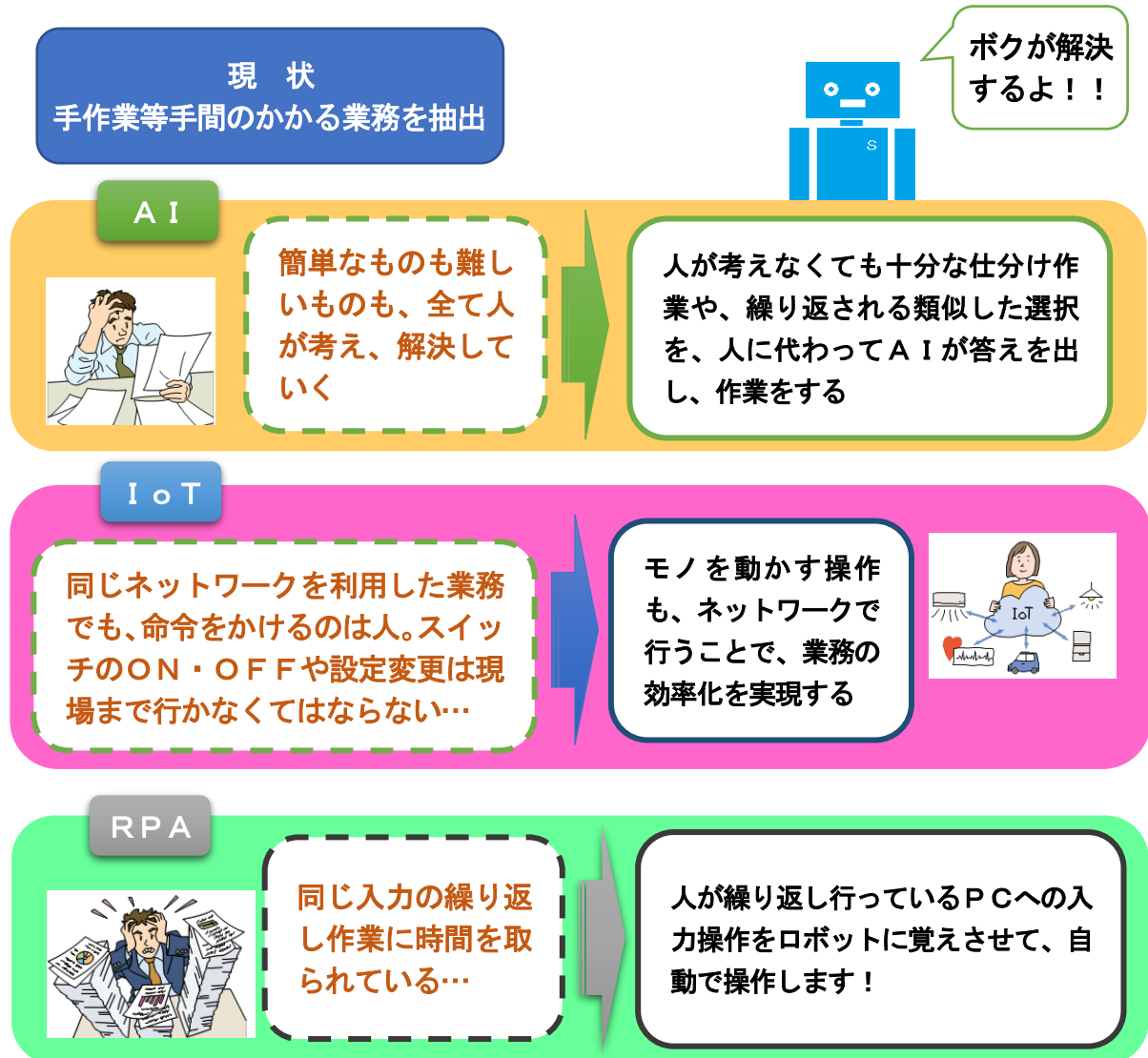
公民館や市庁舎内会議室などのネットワーク環境を整備し、サテライトスペースとして活用する

市役所も新しい働き方
に変わるんだね♪



イ) 人がやらなくてもいい、それができるのが、ICT

職員が減少し、業務量は増加していく中、市民に満足してもらえる市民サービスを実施するためには、いかにICTを活用し、業務を効率化すべきか。そのために、必要なシステムの導入に引き続き取り組んでいきます。



5. 2 地域情報化の推進

(1) 安全・安心な地域づくりの推進

統合型GISや多様な情報提供媒体を活用し、
地域の安全・安心を図ります。

施策概要

近年、地震や気象災害などの自然災害が多発しており、また、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化、高齢者等の孤立などの社会的課題が顕著になる中で、ICTを活用して防災対策や高齢者・障害者等への生活支援、地域の活性化などを進め、地域の安全・安心を実現します。

ア) 統合型GISの導入

各GISを順次集約した統合型GISを構築し、防災・防犯など緊急時に必要となるサービスの提供や、政策立案の基礎資料として活用できるよう、計画的に整備します。

イ) 情報提供媒体の多様化

これまでのメール配信サービス等に加え、高齢者や障害者、外国人などにも配慮し、情報難民ゼロを実現できるよう更に情報提供媒体の多様化を進めます。

ウ) 災害時におけるICTの利活用

災害発生時においても、迅速な情報収集や集約、共有する手段として、発災箇所等の映像をリアルタイムに共有するシステムや被災者支援システム等を活用し、迅速に対応します。



(2) 地域の活性化の推進

デジタル社会の構築は国全体の大きな課題。

様々な視点でデジタルを活性化して、狭山市のデジタル社会を構築します。

施策概要

今後深化していくデジタル社会。それは誰一人取り残されることなく実現することが大切です。より分かりやすく、より便利に、より柔軟に、地域のデジタル化を進めて市民の利便性の向上を図り、地域を活性化するとともに、市民のデジタル化の応援に取り組んでいきます。

ア) マイナンバーカードの普及・マイナポータル利用を推進

マイナンバーカードは最高位の本人確認ツールとなり、また、行政、民間を問わず利用者をオンラインでつなぐ鍵となります。

国の方針

令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進

カード交付率 (R2. 12. 20 現在)

市町村名等	交付率	県内順位
川越市	23.35%	20
所沢市	23.51%	18
飯能市	26.37%	7
狭山市	21.48%	37
入間市	21.83%	32
日高市	21.98%	30
埼玉県全体	23.05%	



交付率アップに向けて
がんばらないと！

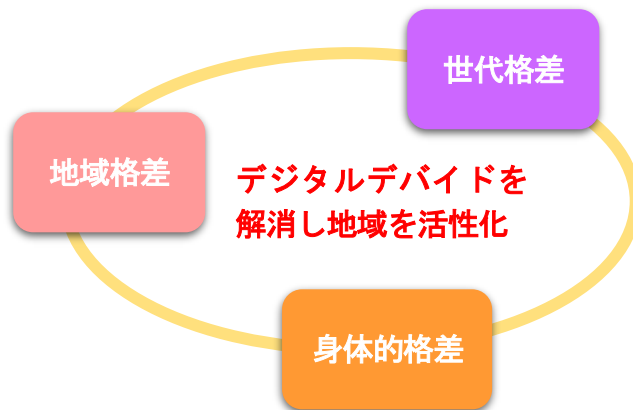
出張申請支援
市内地区センターでマイナンバーカード交付申請を支援

マイナンバーカードを利用したサービスの拡充
コンビニで交付できる証明書の種類を増やすなど、サービスを拡充する

土日交付の拡充
夜間や土日のカード交付を拡充する

マイナポータルサービス
子育てぴったりサービスや介護ワンストップなど、マイナポータルを利用したサービスの拡充

イ) デジタルデバイドの解消



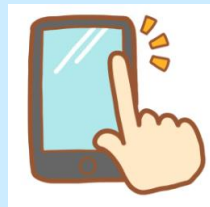
デジタルデバイドとは、様々な格差によりデジタル技術の恩恵が平等に受けられないことを言います。

国は、「全ての国民にデジタルの恩恵を届けることができるように、デジタルデバイド対策に取り組む」としており、今後も様々な観点からデジタルデバイドの解消に努める対策を更に進めていきます。

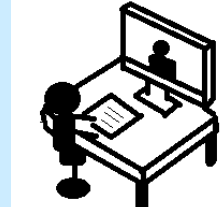
デジタルデバイド解消例



市民交流促進総合ポータルサイト
「さやまマルシェ」



公民館等のスマホ講座



オンライン相談

ウ) 教育機関の充実

国の方針に基づき、GIGAスクール構想を実現します。

・GIGAスクール構想

内閣官房及び3省が連携して令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現へ

- ・子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める
- ・学びにおける時間・距離などの制約を取り払う
- ・個別に最適で効果的な学びや支援
- ・プロジェクト型学習を通じて創造性を育む
- ・校務の効率化
- ・学びの知見の共有や生成

小・中学生のうちからICTに触れる機会が多いと、大人になってからも当たり前使えるね！



(3) 官民データ活用の推進

オープンデータの拡充や官民データの活用を推進します。

施策概要

本市では、オープンデータ化を推進する際の基本的な考え方や取り組みの方向性を示すため、令和元年11月に「狭山市オープンデータガイドライン」を策定しました。このガイドラインに則り、令和2年1月から公開しましたが、今後も更なる行政の透明性・信頼性の向上や官民協働・市民参加の推進及び地域経済の活性化を促進するため、積極的なデータ公開に取り組みます。

また、国が策定した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」（平成30年6月総務省策定。）に基づき、市が保有するビッグデータの利活用を推進します。さらに、庁内の部局・分野に加えて、他自治体等との連携を踏まえ、広域でのデータの利活用も検討し、より効果的な施策への活用を図ります。

オープンデータとは・・・

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータを指します。

- ・営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ・機械判読に適したもの
- ・無償で利用できるもの

埼玉県オープンデータポータルサイト



【オープンデータ広報用キャラクター】
パッカーズん



狭山市のオープンデータは、「埼玉県オープンデータポータルサイト」に登録しているよ

5. 3 I C T ガバナンスの強化

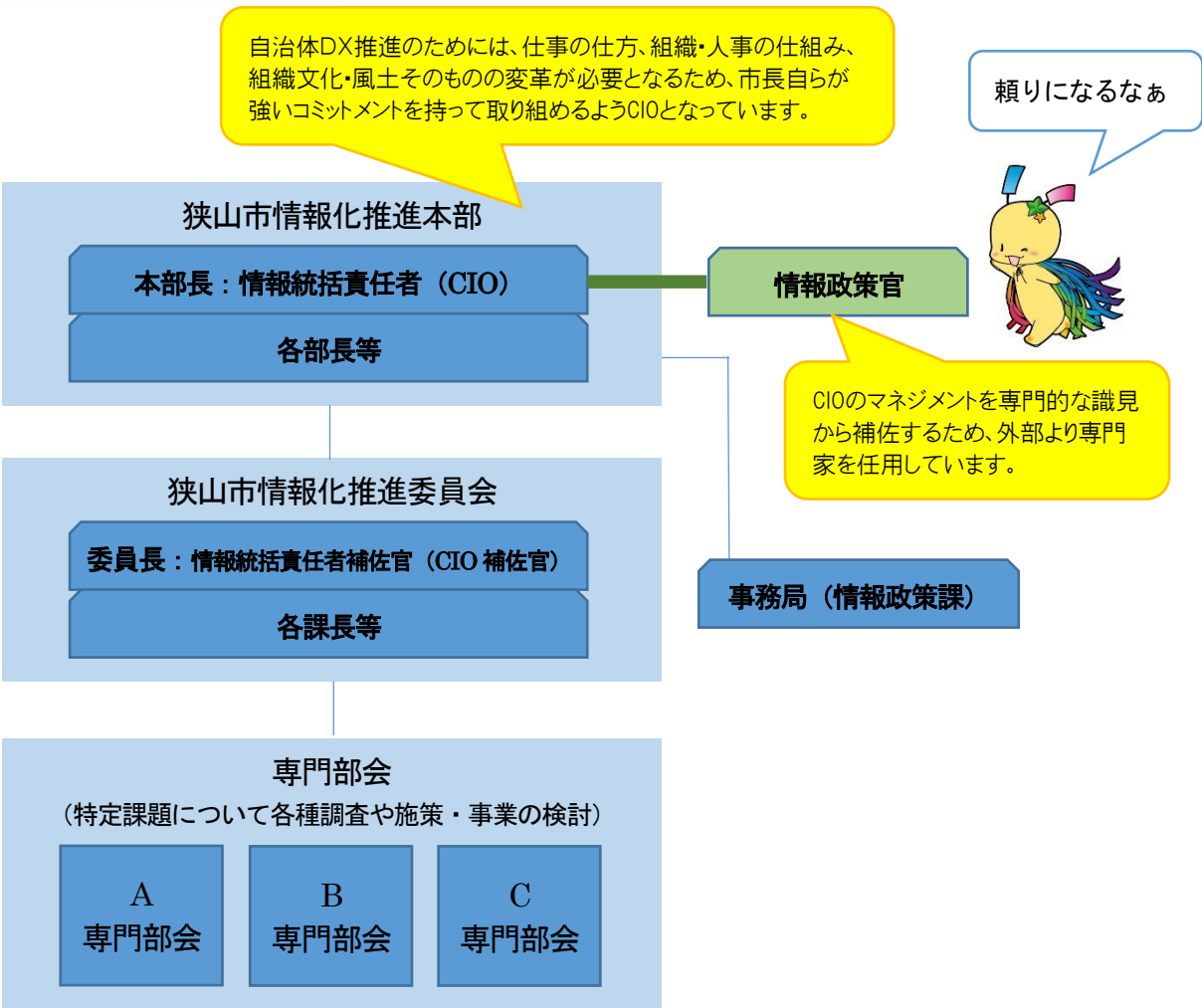
(1) 情報化推進体制の強化

組織の壁を越えて全体最適化の視点から自治体DXを推進するため、
情報化推進体制を柔軟に見直し、強化していきます。

施策概要

本市は、I C T ガバナンスの核となるC I Oを設置し、また、外部の専門家として情報政策官を登用し、全庁的・横断的な情報化推進体制を整備しています。

狭山市情報化推進体制図



(2) 情報システム調達の適正化

「情報システム調達ガイドライン」を継続的に見直し

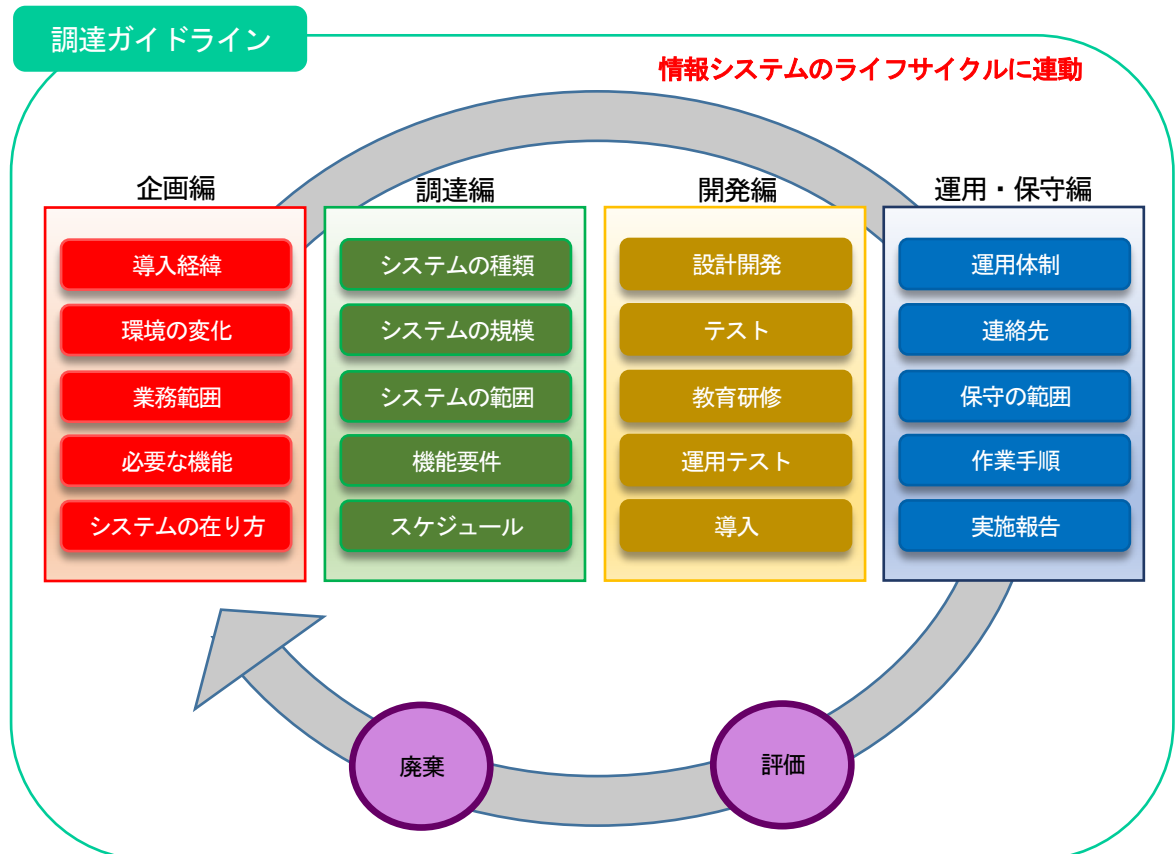
情報システムに係る経費の適正化を図ります。

施策概要

各業務主管課が情報システムを費用対効果の視点から評価し、企画から運用保守まで一貫して業務改革が可能となるよう調達ガイドラインに則り、経費の適正化を図ります。

ア) 情報システム調達ガイドラインの継続的な見直し

情報システム調達の最適化についての基本的な考え方や手順である「情報システム調達ガイドライン」を継続的に見直し、あらゆる工程において活用します。



イ) 情報化関連予算の調整

情報化関連予算の適正化を目的に、各業務主管課の情報システムの現状調査を実施し、可視化・分析して各工程における課題を明らかにし、既存の情報資源の有効活用を図るとともに、調達や運用面から見直しを行い、経費の抑制を図ります。

(3) 専門的人材の育成の推進

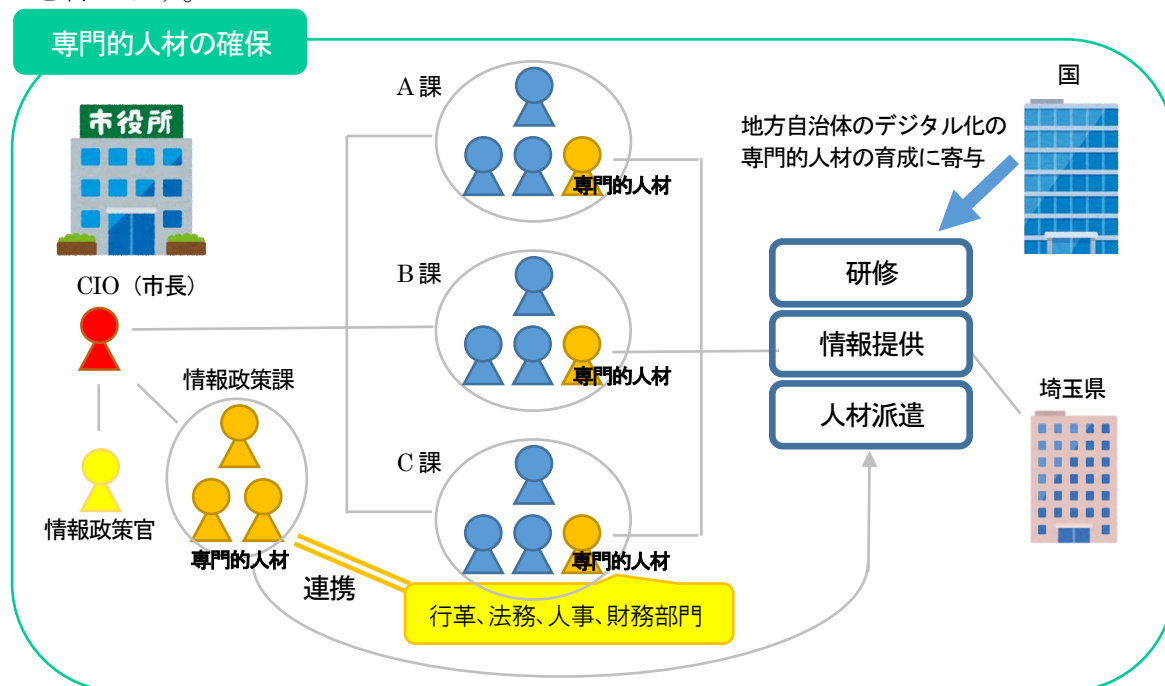
スマート自治体を支えるICT人材の確保・育成が重要です。
各部門で情報化の専門的人材を戦略的に育成します。

施策概要

情報化基本計画を進める上で重要な課題である、職員のICT活用力の向上を図ります。また、専門的人材の育成を計画と一体で継続的に取り組みます。

ア) 適材の確保

情報政策課の職員は、効果的な研修計画により専門性の高い知識や技術力を持ち合わせることが必要です。また、国の自治体DX計画の推進に合わせ、情報化技術に精通している職員を情報化の実務に関わる各部署にも配置するよう、人事的配慮を行います。



イ) 研修制度の充実

スマート自治体への転換を実現するためには、全職員がその目的を理解し共有し、将来の労働力の変化を見据えて全体的な組織能力を向上させることが不可欠です。eラーニング等を活用して職員のデジタルデバイドを解消することで、職員全体のICTスキルの底上げに繋がります。

ウ) IT推進員の活用

各所属のICT推進のリーダーであるIT推進員に対する勉強会や研修を計画的に実施し、ICTの高度利用と情報セキュリティ意識の高揚を図り、IT推進員が専門的人材として有効に機能するよう努めます。

用 語 集

用語	用語の略・解説
AI	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
BCP	Business Continuity Plan（ビジネス・コンティニューイティ・プラン）の略。災害や事故などの際、最低限の事業活動を継続ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される計画のこと。
BPR	Business Process Re-engineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略。既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。
CIO	Chief Information Officer（チーフ・インフォメーション・オフィサー）の略。CIOは、自治体におけるすべてのネットワーク、情報システムなどの情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有することとしている。
CISO	Chief Information Security Officer（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー）の略。組織体・共同体内で情報セキュリティを統括する最高情報セキュリティ責任者のこと。
DX	Digital（デジタル）と変革を意味する Transformation（トランスフォーメーション）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革のこと。
GIS	Geographical Information System の略。電子化された地図データと統計データや各位置の持つ情報などのデータとを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする情報システムのこと。
ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT（Information Technology（インフォメーション・テクノロジー））に代わる言葉として使われているもの。
ICT ガバナンス	組織体・共同体が ICT を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする ICT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。
IT 推進員	平成 13 年 8 月 1 日施行による「狹山市 IT 推進員設置要領」にもとづき各所属における ICT 活用の推進リーダーとして、情報機器の操作及び通信回線の管理等を行うとともに、行政の情報化を推進する要員。

用語	用語の略・解説
PDCA	マネジメントサイクルの1つで、plan（計画）、do（実行）、check（評価）、act（改善）のプロセスを順に実施し、最後の act では check の結果から、次回の plan に結び付けるらせん状のプロセスを繰り返し継続的な業務改善活動を推進する手法のこと。
RPA	Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。人間がパソコンを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替する概念のこと。
Society 5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。
オープンデータ	行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつだれもが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。
クラウド	コンピュータの利用形態のひとつ。インターネットを通じて提供されるサービスやデータを、利用者が所在を意識することなく利用できるコンセプトのこと。
サテライトスペース	企業・組織の主要な勤務拠点から離れた場所に設置されたスペースのこと。
情報政策官	情報化に関する専門的な識見を有し、情報化推進体制における最高責任者である情報統括責任者（C I O）に対しその職務を補佐するとともに、電子自治体の推進などの情報政策全般について助言を行う。
市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」	市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。
スマート自治体	人口や職員数が減少する中でも、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるよう、総務省の掲げる3原則「行政手続きを紙から電子へ」「行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」「自治体やベンダーが守りの分野から攻めの分野へ」を業務のデジタル化やAIなどの活用により実現し、効率的にサービスを提供できる自治体のこと。
総合窓口	行政情報や各種申請・届出に関する手続き情報などを、市民や企業に対して一元的に提供できる窓口形態のこと。
デジタルインフラ	インターネットをはじめとするICT全般の技術基盤。パソコンやスマートフォンのネットへの接続を可能とする通信回線網や、共通の利用環境を提供するシステムなどを指す。
テレワーク	サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務等、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。
ニューノーマル	時代の節目に訪れる転換期。新しい常識や常態が生まれた社会のこと。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。

用語	用語の略・解説
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。マイナンバーカードを使ってログインし、子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。
マイナンバーカード	プラスチック製のＩＣチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されたもの。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。